

「会員の皆様の声」設置規程

(目的)

第1条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会関東信越支部(略称:国臨協関信支部)が、会員からの質問、相談、苦情、意見、要望等に真摯に応じられる体制を確立し、国臨協関信支部活動の質の改善を促進することを目的とする。

(窓口の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、国臨協関信支部ホームページ(URL:<https://www.kanshinshibu.org>) 会員専用ページに、「会員の皆様の声」を設ける。

(窓口等の担当者)

第3条 事務局は、第4条に従って内容の仕分けを行い、対応者に伝える。

2. 対応者とは「会員の皆様の声」に対して事務局が任意に適していると判断した者を指す。
3. 対応者は、内容について誠意をもって対応し、会員の立場に立って回答(案)の作成を行う。

(質問、相談、苦情などの取扱い・対応事項)

第4条 次に掲げる事項に対する会員からの「質問、相談、苦情」に対して回答などを行う。原則、記入されたメールアドレスに回答を返信する。

但し、内容によっては、支部より問い合わせを行うことができる。

- ① 会務関連
- ② 学術関連(研修会、症例検討会)
- ③ 学会関連
- ④ Q&A(緊急性が高い要件は除く)
- ⑤ 広報(支部ニュース)関連
- ⑥ ホームページ関連
- ⑦ その他

2. 原則、回答(案)は、事務局を通じて直近の常任理事会にて審議し、承認を得る。但し、内容の緊急性が高い場合は、臨時の常任理事会(メール稟議など)にて承認を得ることで対応を図ることができる。

3. 質問内容によっては、回答に時間を要する場合があるため、その場合はメール等を用いて理由を説明の上、回答に要する期日を伝え、改めてメールまたは文書等で回答を行う。

4. 原則「意見、要望」に対しては、回答の公表は行わず、国臨協関信支部三役会で討議する。但し、必要に応じて、常任理事会にて審議事項として取り上げて討議を行い、個人・団体などが特定されない形で審議内容を議事録に残すことができる。議事録は、国臨協関信支部ホームページにて公表できる。

(質問、相談、苦情などの内容の守秘義務)

第5条 相談者等の氏名、質問、相談、苦情等の内容その他相談等に関して知り得た情報などは漏らしてはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第6条 質問、相談、苦情等を寄せたことにより、相談者が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

2. 対応者が、質問、相談、苦情等の回答（案）の作成などに起因して、不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(会員などへの周知)

第7条 国臨協関信支部に寄せられた「会員の皆様の声」については、国臨協関信支部会務の改善につながるきっかけとなるものであるため、監査（年2回開催）に合わせて集計結果とその時点での対応などを資料としてまとめ、監査時に提出する。

2. 監査で用いた資料は、個人・団体などが特定されない形で、国臨協関信支部ホームページ会員専用ページに掲載を行うことができる。

(注意事項)

第8条 「会員の皆様の声」送信フォームの「内容」欄にリンク先の URL が記載されている場合は、安全性を考慮してセキュリティチェックを実施する。

(附則)

この規程は、令和5年度7月28日から施行する。